



健診の流れ

- ① 受診券が自宅に届く。
- ↓
- ② 受診する医療機関（県内）を決めて、健診日時の確認の電話を医療機関にする。
- ↓
- ③ 質問票を記入する。
- ↓
- ④ 医療機関で受診する。
▶ 持ち物 受診券、被保険者証、質問票、健診費用（500円）
- ↓
- ⑤ 町から受診結果を約2ヵ月後に送付します。（医療機関からの報告の関係で、2ヵ月以上かかる場合があります）また、早く結果を知りたいときは、受診した医療機関で結果の説明を受けることができます。受診時に申し出てください。

健診の概要

実施期間 6月～12月末日
検査内容
 ●問診 ●身体計測（身長、体重、BMI）
 ●診察 ●血圧測定 ●血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査） ●尿検査（尿糖、尿タンパク）
 ●貧血検査 ●心電図検査
 ※前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。
費用 500円

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に実施しています。心臓病や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見することで、必要に応じて早めに治療を受けることができます。

県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施し、対象となる人には5月下旬に受診券を送付します。

皆さんもご自分の健康状態をチェックする機会として、ぜひご利用ください。

- 次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などにご相談ください。
- 生活習慣病治療中で医師などから健診の必要性がないと判断された病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している
- 事業主健診など、他で健康診査の受診機会がある
- 施設に入所している（障害者支援

後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ
**平成28年度後期高齢者健康診査が
 6月から始まります**

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2096 / ☎ 34・2095

施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※平成28年4～10月に75歳になる人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※平成28年11月以降に75歳になる人は、平成29年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険または他の健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

国民健康保険からのお知らせ

**非自発的失業者に対して
 保険税の軽減制度があります**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます。平成27年3月31日以降に解雇などの非自発的理由で失業し、国保に加入した場合、失業した人の給与所得を100分の30として、所得割が算定されます。

軽減を受けるには申請が必要です。住民保険課国保医

療・年金係へ申請してください。平成27年度に申請している人は、再度申請する必要はありません。

対象 離職日が平成27年3月31日以降で、雇用保険受給資格者証の「離職理由」に次のコードが記入されている人（コード…11、12、21、22、23、31、32、33、34）

軽減される期間

離職日の翌日が属する年度とその翌年度

申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証、印鑑、被保険者証



福祉医療制度（乳幼児・心身障害者・ひとり親・重度老人）の受給資格をお持ちの人へ

受給資格証交付（更新）申請書を提出してください

マイナンバー制度の開始に伴い、福祉医療制度についても利便性向上などのためマイナンバーの利用が必要となります。

対象の人には、受給資格証交付（更新）申請書を5月中旬に発送しますので、必要に応じて本人・配偶者・扶養義務者のマイナンバーをご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご提出下さい。

対象 田原本町福祉医療制度の受給資格をお持ちの人

締め切り 6月中旬

※詳細は申請書に同封の通知文をご覧ください。

母子・父子家庭などの医療費を助成しています

対象

- 18歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までの子ども
- その子どもを扶養する父または母

※祖父または祖母が父母のいない孫を扶養する場合なども対象となります。

調査の流れ

①単独事業所や新設事業所など

調査員が5月31日までに調査票を配布。「インターネット回答」「調査員による紙の調査票の回収」を選択できます。

②支社を有する企業など

国や県が企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送。回答は「インターネット回答」か「調査票の郵送」により行います。

調査の目的
この調査は、我が国の事業所・企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。
調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料、民間の経営の参考資料等に利用されます。

かたり調査にご注意を
調査員・指導員は「調査員証」・「指導員証」や「従事者用腕章」を身に付けていますのでご確認ください。
注意
この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、すべての事業所に報告する義務があります。提出された内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には絶対に使用しません。

対象 田原本町に住所を有する小・中学生（15歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までの子ども）の扶養義務者
※生活保護受給者・他の福祉医療制度受給者は対象となりません。
締め切り 6月中旬
※詳細は申請書に同封の通知文をご覧ください。

現在、小・中学生の医療費助成は入院のみとなっていますが、平成28年8月診療分から、通院についても助成が始まります。対象の人には、受給資格証交付申請書を5月中旬に発送しますので、同封の返信用封筒にてご提出ください。

平成28年8月診療分から 小・中学生の通院医療費の助成が 始まります

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2096 / ☎ 34・2095

「インターネット回答」を推奨しています 平成28年経済センサス—活動調査に ご協力を

広報課情報発信係 ☎ 34・2069

基準日は
6月1日(水)
です。



インターネット回答にご協力を

今回の調査では「インターネット回答」を推奨しています。
※インターネット上の送受信は暗号化によって保護され外部に漏れることはありません。インターネット回答受付期間内は入力・中断・保存・送信が24時間いつでも可能です。